

基安労発0221第2号
平成25年2月21日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の予防対策等の周知等について

平成25年1月に国内で初めて重症熱性血小板減少症候群(Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome: SFTS)の症例が確認され、これまで山口県、愛媛県、宮崎県、広島県の4県で合計4名の死亡例が確認されている。本疾患は、特に春季に、原因ウイルスを媒介するマダニの活動が活発になることから、林業等の事業場において発生する可能性がある。重症熱性血小板減少症候群に関する基礎知識や感染予防等については、厚生労働省ホームページ「重症熱性血小板減少症候群について」、「重症熱性血小板減少症候群に関するQ&A」にまとめられていることから、関係事業者等に対して予防対策等の周知及び指導を行うに当たっての参考とされたい。

また、関係団体に対し、別紙のとおり要請を行ったので、了知されたい。

- 「重症熱性血小板減少症候群について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002u1pm-att/2r9852000002u21t.pdf>

- 「重症熱性血小板減少症候群に関するQ&A」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/sfts_qa.html

(厚生労働省ホームページ)

(別紙)

基安労発0221第3号

平成25年2月21日

(別記関係団体) の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の予防対策等の周知等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、重症熱性血小板減少症候群(Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome: SFTS)に関しましては、平成25年1月に国内で初めての症例が確認され、これまで山口県、愛媛県、宮崎県、広島県の4県で合計4名の死亡例が確認されております。本疾患は、特に春季に、原因ウイルスを媒介するマダニの活動が活発になることから、林業等の事業場において発生する可能性がございます。重症熱性血小板減少症候群に関する基礎知識や感染予防等については、厚生労働省ホームページ「重症熱性血小板減少症候群について」、「重症熱性血小板減少症候群に関するQ&A」にまとめられております。

つきましては、貴団体におかれましても、会員その他関係事業場に対する本疾患の予防対策等の周知及び指導とともに、当該事業場が対策を実施される際は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

- 「重症熱性血小板減少症候群について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002u1pm-att/2r9852000002u21t.pdf>

- 「重症熱性血小板減少症候群に関するQ&A」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts_qa.html

(厚生労働省ホームページ)

別記関係団体

林業・木材製造業労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会